

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見について

資料4

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
山内優子 構成員						
1	資料1	7	重点施策 No.4	③ 妊娠期からのつながる仕組み検討事業 (取組の成果) ○センターを設置した市町村は、平成28年度の1市町村から令和2年度は18市町村となった。	取り組みの成果は1市町村から18市町村に増えており、とても素晴らしいと思うが、増えた結果、具体的にどのような成果が見られるのかも記載した方が良いのではないかと。	県民がまだ母子健康包括支援センターの役割を十分理解しているとは思われないため、設置後の具体的な成果も記載した方が設置の必要性を理解できる。
2	資料1	8	重点施策 No.40	⑥ ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 (取組の内容及び結果) ○一人親家庭等に対して、認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に……	この場合の認可外施設には、夜間の認可外保育施設も入っているのか？	本県の夜間保育所に占める認可外保育所の割合は高く、夜間の認可外保育所も当然利用してしかるべきだと思われるが、それが見えて来ない。
比嘉昌哉 構成員						
1	資料1	11	重点施策 No.14	③ スクールソーシャルワーカー配置事業 スクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)22人の配置	現行目標値(24人)を段階的に引き上げることを提案する。	後で示すように、新たな課題ヤングケアラー支援においてもその必要性は強調されているため。
2	資料1	11	重点施策 No.14	③ スクールソーシャルワーカー配置事業 SSWr配置事業の充実	市町村配置を促す。県配置のみでは限界があるのは理解している。市町村がSSWrを配置しやすいような仕組みを作る。先に配置している市町村から学べるように、県レベルの連絡会の開催(仮称；沖縄県SSWr配置市町村連絡会議)し情報共有の場を作る、補助金の創設等。	必要性は感じていても、配置ができない市町村をバックアップする必要がある。補助金の配分。今年度義務教育課にて「SSWガイドライン」の作成済⇒周知・活用。
3	資料1	24, 26-27		6 今後の課題及び展開方向について 「ヤングケアラー」についての記述の追加・充実	これだけ注目され、取り組みが求められているにも関わらず、1行のみの記述では物足りない。ヤングケアラーの課題について、子どもの権利(生きる・発達する・守られる・参加する)の視点から取り組むことを提案する。子どもの声を聴くことからスタートすべし。	糸満市をはじめ、各自治体より実態調査を実施することが発表され、過日沖縄県でも実施することが発表された。実態把握から支援へ結び付けていく必要がある。先進の「埼玉県ケアラー支援条例」を参考に本県も制定する必要がある。
4	資料1	12	重点施策 No.55	⑥ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業(市町村支援事業) 就学援助の課題(資料3、P10)⇒就学援助率が21.57%(H28)から24.23%(R元)へ。申請者増加に伴い、自治体は予算上の負担になっている。	就学援助率があがることは問題ではない。必要な家庭に必要な支援が届くようにすべし。市町村への予算措置の拡充を。	全国よりも高い貧困率であるにも関わらず就学援助率が低い。もっとUPしてもよい。必要な家庭に必要な支援をしていると胸を張る。そのためにも、必要な市町村への予算配分を行うべし。

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
5	資料1	16	重点施策 No.89	② 沖縄子供の貧困緊急対策事業（高校の居場所づくり運営支援） 県立学校内(10校)の居場所	ニーズがあるので、拡充すべし。	関連する教育相談・就学支援員配置事業が県立高校22校26課程に派遣している。同規模(数)の居場所が必要と思われる。高校のドロップアウトは、いうまでもなく中卒となり、その後の就職含めかなり厳しい状況に置かれる。
6	資料2	2	指標 No.30	高等学校中途退学率 高校中退率の「後退」	上記のヤングケアラーの課題、高校の居場所との関連あり。早急に取り組むべき課題である。	言うまでもなく高校のみの問題ではない。1クラスの定員、教育相談・支援員の派遣、SCrの配置等。早期発見・支援の必要性。できるだけ早く手を差し伸べる＝アウトリーチ型支援の必要あり。現状を当たり前と考える＝信頼できる大人がいない。
7	資料2	2	指標 No.32	不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（高校） 不登校生徒が相談・指導を受けた割合(高校)の「後退」	上記のヤングケアラーの課題、高校の居場所との関連あり。早急に取り組むべき課題である。	言うまでもなく高校のみの問題ではない。1クラスの定員、教育相談・支援員の派遣、SCrの配置等。早期発見・支援の必要性。できるだけ早く手を差し伸べる＝アウトリーチ型支援の必要あり。現状を当たり前と考える＝信頼できる大人がいない。
小那覇涼子 構成員						
1	資料1	6		① 困窮世帯の割合 達成状況の要因	ライフステージごとの要因を入れるべきではないか（共通点、差異点）。また、完全失業率等の表について、社会情勢の影響を知ること重要だが、子どもの貧困対策として実施した施策による変化を示すべきではないか。	それぞれの調査で、経年比較もしていたし、ライフステージごとに改善状況に差が見られるので、要因に記述した上で、今後の取り組みに反映させるべきと考えるため。
2	資料1	9	指標No.5	③ 養育支援訪問事業の実施市町村数	H31とR2年で数が横ばいとなっているが、何が要因で増えないのか。目標値を全市町村数としていない理由があるか。	
3	資料1	19	指標 No.32	④ 不登校生徒が相談・指導を受けた割合（高校）	達成状況の要因の部分がわかりにくい。外部機関での支援が増加し、校内が減少したとあるが、その要因を書くべきではないか。また、資料1 P16①の教育相談・就学支援員配置事業では、登校改善率の上昇という成果が出ているが、どう関連づけるのか。単に「後退」と判断してよいのか。	校内より外部機関の方が相談しやすいのか、あるいは連携体制が構築されていないのか。達成状況を「後退」とするのであればより丁寧な分析が必要と思われる。
4	資料1	21	指標 No.40	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数	指標については、今後、年度ごとの件数あるいは相談に対する就職者数の率にすることを検討してはどうか。	累計にすると、年度ごとの成果や課題がわかりにくい。

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
5	資料1			全体として	主な指標の達成状況の要因の部分で「引き続き・・・に取り組む」という記述が多い。達成したものや改善率が高いものについては、それでよいが、後退や改善率が低いものについては、具体的な取組内容の記述が必要ではないか。	どういった課題があり達成できなかった、あるいは改善率が低かったのか分析しなければ、今後の施策展開に活かされないと考えるため。
6	資料2		指標 No.12 指標 No.13 参考指標 No.4 参考指標 No.5	不登校児童が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（小学校） 不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（中学校） 小学校児童の不登校（児童千人当たり） 中学校生徒の不登校（生徒千人当たり）	相談・指導を受けた割合については改善傾向にあるにもかかわらず、不登校率は増加している要因として何が考えられるか。	相談・指導は増えたが、登校率の改善にまでつながらないのか、学校以外の選択肢が増えたのか、数字だけではよくわからない。
7	資料3	23	重点施策 No.139	①沖縄県居住支援協議会活動支援事業	相談から賃貸借契約につながるの、年間でおよそ何世帯くらいあるか。全県からの相談に対応が可能か。	ひとり親支援を行う中で、住宅に対する不安を抱えている相談は少なからずある。パンフレットを見ると良い体制だが、どの程度のニーズに対応出来るのか確認したい。
8	資料3	21 29	重点施策 No.124 重点施策 No.150	沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援促進 ①ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業	ひとり親家庭の支援の周知に加えて、ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む事業者への特例制度についても周知が必要ではないか。	「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」については、本事業を活用してひとり親世帯の親を雇用した事業者に対して特例制度等がある。受託団体として説明会等で周知を図っているが、県からもより周知を図ってほしい。

大城喜江子 構成員

1	資料1	7	重点施策 No.4	③妊娠期からのつながる仕組み検討事業 母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施した。	資料3で、計画に定める重点施策（平成31年3年改定）で人材育成に取り組むとあるが、いつまで市町村向け研修会を行って検討するか気になる。 ・母子包括支援センターの設置要請を自治体に行う。設置費用の補助をする（予算の確保等あるかと思うが、課題として取り上げる等、具体的であることがよいのでは）	母子健康包括支援センター設置、市町村への働きかけを行い、具体的にどうするのかの方向性があっても良いのではないかと。
2	資料1	2		沖縄県子どもの貧困対策計画【改定計画】の概要 ライフステージに応じた子どもと保護者への支援策	ライフステージごとの支援策等は見えているが、乳幼児から小中学生、高校へどのようにつなげていくか気になる（途切れる支援）。	乳幼児期から小中学生、高校への途切れる支援をどうつなげていくかは必要ではないか。特に義務教育（自治体）から、県立高校への繋ぎが途切れる。
3	資料3	2	重点施策 No.11	①沖縄子供の貧困緊急対策事業（市町村事業） 課題：人材確保が困難や、離職する支援員が多い。	支援員の身分の保証はどうなっているか、教育委員会（学校）との密な連携が取れているか気になる。 支援員の学校配置と教職員との連携	学校への支援員配置は、教職員が気になる子どもを教員、養護教諭と、連携した支援体制が充実すると思われる。

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
4	資料3	19	重点施策 No.116	①子どもに寄り添う給付型奨学金事業（沖縄子どもの未来県民会議事業） 1人につき最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。	寄付に頼らない、原資の確保が必要ではないか。	予算を確保して、安心して6年間大学へ行けるようになる必要があるのではないか。
5	資料3	21	重点施策 No.123	②沖縄人材育成事業（若年者キャリア形成支援モデル事業） 各種居場所等繋がっている高校中退者に対し、各居場所や企業等と連携し、キャリア形成支援を行い、社会で自立できる人材へと育てるとともに、その支援手法を確立する。	・居場所に繋がっていない中卒生をどうするのか。 ・居場所の運営者が、キャリア形成の支援プログラムにどのように繋ぐのかや必要なプログラムの見極め等、居場所の負担が大きいのでなと気になる。	居場所はあくまでも居場所として利用してもらう事が良いのではないか。例えば、定期的にキャリアコーディネーターと連携したキャリア形成の支援手法等、を考慮する必要があるのではないか。

松本大進 構成員

1	資料3	5	重点施策 No.25	①ハローワーク等との情報共有 (展開方向(詳細)) ・中途退学に至る前段階におけるキャリア教育の視点を踏まえた個別指導・個別支援を継続的・計画的に実施する。 ・中途退学を選択する生徒については、その状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関に係る情報提供を行う等の支援を行う。 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知 (展開方向(詳細)) ・中学3年生やその保護者に対して、卒業前に「地域若者サポートステーション」の存在を周知する。 ・卒業後にニートや中退といった状況になったときに、保護者が民生児童委員など地域の方や地域若者サポートステーションなど支援機関に気軽に相談できるよう関係性の構築に努める。 (地域とのつながり)	「展開方向」について、追記。 ①ハローワーク等との情報共有 ・累積不登校が継続するなど、ハローワークやサポートステーションなどの支援機関へ生徒がすぐにつながらないと想定される場合に、ひきこもり支援センター、soraeなど、保護者支援を含めて社会参加を支援できる機関へとつながるよう支援体制を整える。 ・高卒無職少年が、進路が決まらない要因について調査を実施する。 高卒無職少年の中で支援が必要な生徒の割合・実数を関係部局と協同して把握するとともに、生徒の社会参加について保護者支援や訪問支援を含めた十分な支援体制について検討を実施する。 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知 ・累積不登校が継続するなど、ハローワークやサポートステーションなどの支援機関へ生徒がすぐにつながらないと想定される場合に、ひきこもり支援センター、soraeなど、保護者支援を含めて社会参加を支援できる機関へとつながるよう支援体制を整える。 ・中卒無職少年が、進路が決まらない要因について調査を実施する。 中卒無職少年の中で支援が必要な生徒の割合・実数を関係部局と協同して把握するとともに、生徒の社会参加について保護者支援や訪問支援を含めた十分な支援体制について検討を実施する。	ハローワークやサポートステーションへの繋ぎについて、展開方向に明記されたことは望ましい。他方、種々の理由により、中退後、卒業すぐに社会参加が難しいケースも相当数に上ると想定される。 すぐに生徒が社会参加につながらない場合は、社会との入口になる保護者の支援が必要であり、そのような支援ができる関係機関との連携体制の構築も必要である。 また、そのような社会参加が難しいケースの要因や割合・実数の把握がなされなければ、結局は必要な支援内容や支援の規模もわからないままである。 【事務局への質問】 このような体制整備や調査などを教育部局と連携して実施する部署はどこになりますか？
---	-----	---	---------------	--	---	---

No.	資料 番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
2	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	<p>「支援を要する若者」に追記 メンタルヘルスの課題を抱える若者について、社会参加を促すために、メンタルヘルスサービスを提供できる体制を整備する必要がある。</p> <p>「小中学生期」「高校生期」に追記 メンタルヘルスの課題を抱える児童生徒であって、学校や教育委員会におけるメンタルヘルスについての支援につながらないケースについて、メンタルヘルスサービスを提供できる体制を整備する必要がある。</p>	<p>メンタルヘルスの課題を抱えながら、外部とのつながりを拒否し、社会参加できないケースがある。(ひきこもりや不登校の背景に、4割から5割、メンタルヘルスの課題があることは、全国で複数の調査がある。また、ソラエでの取組実績からも同種の根拠あり。)</p> <p>メンタルヘルスの課題は医療との連携が必要だが場合があるが、なんらかの事情により医療機関と距離ができてしまったケースがあり、また、外部との接触を断ってしまっているがゆえに医療につながらない状況もある。</p> <p>医療とは異なる立場で、メンタルヘルスのケアができる機関があることで、不登校・ひきこもりとなっているケースの受取ができることで、多様な選択肢を困難を有する県民へ提案する必要がある。</p> <p>また、医療機関で保護者や本人と1時間程度の丁寧な面談をすることで、保護者支援や本人支援を進めることが必要なケースもあるが、医師がニーズのあるケースに1時間程度の面談を組めることは経営的な視点から相当に困難である。また、公認心理師制度が発足し、心理の国家資格化がすすんでいるが、公認心理師が1時間程度の面談をすすめて保険点数化される枠組みとはなっておらず、病院やクリニックが持ち出しにて対応を進めている状況である。</p> <p>沖縄の世帯背景に全国と比べて高い割合にあるDV率やアルコールのトラブルを抱える世帯の割りなどを考慮すると、世帯に子どもへの潜在的な影響を考慮すると、メンタルヘルスへのニーズが相当高いと考えられるところ、メンタルヘルスのケアを医療とは異なる立場(委託事業など)で提供する意義はあると考える。</p> <p>(参考：第2回 児童虐待に関する万国津梁会議：令和元年10月10日(木)：海野千畝子委員より類似の提案あり)</p>

No.	資料 番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
3	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	「保護者」に追記 児童虐待やマルトリートメント（不適切な養育）の防止、社会参加が困難な子どもを持つ親の養育支援の観点から、このような課題を抱える保護者へのメンタルヘルスの知見を含めた養育支援を充実させる体制が必要である。	左記のような課題のある保護者について、適切な方法について情報提供を行うことで、養育が改善されるケースもあるが、多くのケースでは、このような情報提供のみでは改善が進まない。  改善が進まない理由について、経済的な支援や環境調整が必要なケースへのつなぎ支援については徐々に充実してきているが、今必要なのは、このような保護者へ寄り添い、養育のあり方をメンタルヘルスという観点から専門的に感情調整のあり方や、保護者が受けてきたゆとりのない養育の影響から保護者を解放するような継続的な枠組みである。  子どもを保護する視点が重要であることは間違いがないが、同時に、保護者の養育支援を応援する枠組みも並行して重要である。
儀間規予子 構成員						
1	資料1	25		6 今後の課題及び展開方向について （「つながる仕組みの構築」の部分で） （支援者の確保と資質の向上）	報告書中でスクールカウンセラー(全小中学校)、スクールソーシャルワーカー(6教育事務所)、小中アシスタント相談員(134校)に配置したとの報告があった。今後の方向性については、学校現場への人材配置事業として市で実施している「子供の貧困対策支援員」との役割分担・連携についても明記してほしい。	内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」が継続すると想定しているが、学校をプラットフォームとし、こども・家庭の細やかな実情を把握し行政・地域に繋げるために、現在のスキーム・人材を更に強化する方法がよいと考える。
2	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について （「乳幼児期」の部分で） 認可保育所に入所できないひとり親家庭の負担軽減を図るため、無償化の対象とならない0～2歳の児童がいる課税世帯のひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料軽減に取り組んでいく必要がある。	記載を削除してはどうか。	「ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業」は元々は児童扶養手当受給者、母子家庭等医療費助成事業の受給者のうち保育所入所待機している保護者であったのが、幼児教育無償化により、上記の条件かつ0～2歳児の課税世帯の保護者と対象がかなり狭められた。  そのため事業は継続するとしても、目出し項目は「つながる仕組み」の母子健康包括支援センターの取組等就学前の保護者を公的支援につなぐ手立てを記載してもよいのではないか。（課税世帯≒就労しているひとり親世帯は入所可能性が高くなること、他の世帯状況は聞き取りの中で相談調整するため）

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
3	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について (「小中学生期」の部分で) (生活の支援) 公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒ <b>既存の学校施設の活用</b> 、公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。	コロナ禍の小中学校の臨時休業時には、学校側と連携して既存の学校施設を時間で区切って児童クラブで活用することが出来た事例がある。今後の利用促進に向け、またコロナ感染症対策(密対策)の側面からも、こどもの放課後の居場所として学校との連携をより一層意識できるように明記してほしい。
4	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について (「保護者」の部分で) ひとり親家庭等の家計の改善に向けて、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要がある。	母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修等についても取組みを明記してほしい。	市町村の窓口でひとり親家庭等の相談・支援にあたる当支援員について、県事業との連携や支援策の充実を図るためにも、県主催での合同研修会等について盛り込んでほしい。
5	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について (「新型コロナウイルス感染症による影響」の部分で) 新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒新型コロナウイルス感染症の拡大・ <b>長期化</b> が、経済や県民生活、 <b>特に生活困窮・低所得世帯</b> に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。	コロナ対策が長期化するなかで、社会的に弱い立場にある家庭により影響し、困窮な状況が生じやすい現状を意識するため。
6	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	県内企業の具体的取組として、子への対応に対する休暇等を取得しやすい職場環境を醸成する等、明記することはできないでしょうか。	長期化するコロナ禍の中でも、企業側にもその点に配慮した取組、また保護者を支援する取組を促していくことが重要と考える。(小学校等の臨時休業に対応する保護者休業補償等)
7	資料3	7	重点施策 No.42	①母子家庭等医療費助成事業 展開方向(詳細) ・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、～	下線部分を修正してはどうか。 ⇒母子家庭等医療費助成事業の <b>現物給付方式の導入</b> について、～	R4.4月よりこども医療費助成制度で中学卒業までの窓口無料化(現物給付方式)が導入されるなか、母子家庭等医療費助成事業での残された課題は「現物給付方式」と考えるため。
8	資料3	28	重点施策 No.160	①子どもの貧困対策推進基金事業 (「取組による成果及び課題の検証(Check)」の部分で) 課題：各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒ <b>長期化する新型コロナウイルス感染症対策関連で事業計画に支障をきたすなど</b> 、各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	H28年度～R3年度の6年間で配分された同交付金について、計画的に執行してきた団体も多い中、昨年度から続く新型コロナ感染症対策に関連して事業執行に支障をきたした市町村も多いと考えるため。今後も市町村が取組む子どもの貧困対策への支援をお願いしたい。
糸数温子 構成員						
1	資料1	1		1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応 平成29年10月「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」策定の「16の成果指標」と「5の施策」	平成29年10月の「16の成果指標」と「5の施策」は、どのようにして策定されたのか？ 検討方法、策定の結果など伺いたい。	次期計画に、指標設定する際の参考にしたい。

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等
2	資料1	5		3 指標及び重点施策の状況について (2) 重点施策等の取組状況について 160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取組みを実施。	前回の会議でも、質問が出ていたが、この第一次計画において初めて着手された施策がどれなのか判断がつかない。にも関わらず「160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取組みを実施」という風に、新たに取組んだかのような記載に見える。もともとあった施策を「子どもの貧困対策」の枠組みに変えただけで、「着手」とは言えないと思うし、そういう意図でないのであれば、「取組み状況」の記載が何を意図しているのか説明してほしい。	達成状況を検討するのに必要だから
3	資料1			資料1と資料2の指標	全体的に、どの調査から得られたデータなのか、どのような調査方法で抽出し、どのようにそれぞれの指標を定義しているのか分からない。数字だけで判別しようがないものもある。注釈や何年のどの調査で得られたものかなど必要な情報は明記してほしい。	検証に不可欠な要素だから
4	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 「困窮世帯」の割合	これは相対的貧困率と同様に、可処分所得の中央値の半分以下で暮らす世帯と捉えていいか？ 県の調査での割合だと理解しているが、資料には定義に言及がないため、「達成状況の要因」が適切か判断する材料が少ない。少なくとも、一次調査にあたるようにしてほしい。	
5	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「子供の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで、保護者をサポートする体制が整備された。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し市町村において就学援助の拡充等が図られた」	上述の質問のように、相対的貧困率と同様の数値を設定しているのであれば、所得向上が税控除が増えるかしなければ、困窮世帯の割合は改善しないのではないかとここでいう、「子供の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで、保護者をサポートする体制が整備された」という文章は曖昧で、何がどう所得向上または税控除などに繋がったのか説明してほしい。また、「就学援助の拡充等」で収入が増えたのであれば、それで数字は改善したのかしていないのかも示してほしい。	
6	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	困窮世帯の根拠指標として「完全失業率」「女性の年齢階級別労働参加率」「きまって支給する現金給与額」が上げられているが、まず「困窮世帯の割合」の際には、ある特定の対象に絞った統計データを使用しているのに対して、下記ではそうではないように見えます。これではデータの整合性が測れないと思います。「困窮世帯の割合は改善している」と結論づけることができる資料にはなっていないと思います。	
7	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	また、「女性の年齢階級別労働参加率」を観ると、沖縄県の女性はH22のときもR2のときも、「30-34」～40代までの、つまり子育て世代がずっと全国より労働しています。「きまって支給する現金給与額」を観ると、所得が全国と60万円以上も開いたままであり、単純に給与が低いから労働に参加しなければならないのであって、これが好ましい改善と称することができるのか疑問です。さらに、現金給与額が低すぎることから、この労働参加率は、非正規雇用者を含んだ数値なのではないでしょうか？	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
8	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	R3年度、コロナ禍での困窮世帯の割合はどうなっていますか？	
9	資料1	8	重点施策 No.10	⑧ 子どもの貧困実態調査事業 沖縄県の子どもや保護者の生活実態を把握し、より効果的な支援につなげるため、調査を実施した。	ここでいう「子どもの貧困実態調査事業」とは、P4「調査」欄にある一覧だと理解しているが、「より効果的な支援につなげる」ために調査して、それをどのように効果的な実施に生かされたのか、施策の評価に活用されたのか？具体例を教えてください。	
10	資料1	11	重点施策 No.78	② 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業（市町村支援事業②）	基金終了後、または原資がなくなったときには、どうなりますか？	
11	資料1	13	重点施策 No.11	⑨ 沖縄子供の貧困緊急対策事業	前回の会議でも、支援員が複数配置されており、それぞれの業務に重なりがあるのではないかと指摘があったと思うが、それは改善されたのかどうか知りたい。既存の支援員含めて、どういうポジションになるのか、ポンチ絵でもいいので示してほしい。	
12	資料1	13	重点施策 No.69	⑪ 沖縄子供の貧困緊急対策事業（拠点型子供の居場所運営事業 「通常の子供の居場所」と記載があり、拠点型居場所とは異なるという説明がある。	それでは、通常の居場所とは何をするとところで、どういう風に、「貧困対策」に寄与しているのか。また、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰の課題解決に繋がったことが成果にあげられているが、「中卒無職少年、不登校、引きこもり等」に対する居場所支援が、どのように貧困対策に寄与しているのか説明してほしい。それは、SSWやスクールロイヤー、スクールカウンセラー、学校教員でできない理由は何か不明。	
13	資料1	13	重点施策 No.69	⑪ 沖縄子供の貧困緊急対策事業（拠点型子供の居場所運営事業 「通常の子供の居場所」と記載があり、拠点型居場所とは異なるという説明がある。	取り組みについて、「保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行った」とあるが、これは「居場所」の支援を大きく超えて、専門的なスタッフというのは役場等のソーシャルワーカーのような存在と仕事に重なりがあるのではないかとどう連携があるのかなのか教えてください。	
14	資料1	13	重点施策 No.166	⑫ 生活困窮家庭食支援体制構築事業（おきなわこども未来ランチサポート） 地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と子供の居場所等の持続的活動を支援した。	食品を安定的に供給する体制とは、どのような仕組みなのでしょう？また、居場所や十分に食事を摂ることの難しい家庭を併記するのも違和感がありますが、そのような生活に困難を抱える層に、安定した食事をどれくらいの期間・どのような内容で配布するのでしょうか？説明が乏しく、事業全体の状況が見えてきません。81団体というのは、そのような生活保護など福祉制度に繋ぐことが可能な専門的な団体なのでしょうか？どのような団体が登録して利用しているのか詳細を教えてください。	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
15	資料1	14	指標 No.12	② 不登校児童が相談・指導を受けた割合（小学校）	nが分からないので、この基準値はどのように解釈すればいいかわかりません。	
16	資料1	14	指標 No.14	③ 全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校）	学力向上への成果を書くだけにとどまらず、貧困対策の指標として掲載するのであれば、それがどのように貢献したのか・または関係性を書くべきではないでしょうか。そこがないため、主な指標としてここに置かれている理由がよくわかりませんでした。どういう関連指標として、取り組まれているのか。学力と格差を念頭においてあるのであれば、ここで示されるのは平均正答率ではなく、年取別の正答率の推移など、別の指標が示される必要があると思います。	
17	資料1	16	重点施策 No.22	① 教育相談・就学支援員配置事業	SSWやスクールカウンセラー、養護教諭らと何が異なるのでしょうか？また高校の居場所づくり89と何が異なるのでしょうか？非正規雇用者としての「支援員」の配置が目につきますが、正規教員等の増員で賄うことはできないのでしょうか？	
18	資料1	17	重点施策 No.123	⑧ 若年者キャリア形成支援モデル事業	「社会で自立できる人材」とは、短期集中プログラムを受講することになるものなのでしょうか。であれば、これまで若者サポートステーションやグッジョブセンターでの活動が先行事例かと考えられるのではないかと思います。新たに受講生8名のためにこれらの事業を行った意義はどこにあるのでしょうか？	
19	資料1	18	指標 No.33 指標 No.34	② 大学等進学率 ③ 生活保護世帯の子どもの大学等進学率	②と③を見ると、ほとんど沖縄の大学進学率は生活保護と一般と変わらない。なぜだと考えているのか県の認識を聞きたい。学力や進学意識の向上による進学率の向上を掲げているが、それは個人の要因が問題だと考えているということか。	
20	資料1	19	指標 No.32	④ 不登校生徒が相談・指導を受けた割合（高校）	どういう%なのか。不登校生徒が誰かしらに相談を受けた数を公表しているのであれば、全体数n = ? でしょうか。人数がわからないことと、そもそもどんな調査が行われているのかわからないため、改善について検討することができません。	
21	資料1	19	指標 No.36	⑤ 高校卒業後の進路未決定率 就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足している生徒や、進路決定を先延ばしにして卒業してしまう生徒が一定数いることから、高校卒業後の進路未決定率は横ばい	個別の課題として認識しているように捉えられるが、それだけでは沖縄県と全国の差を説明できないと思います。沖縄県だけが全国よりも、左記のような子どもが多い、と考えているのでしょうか？県の見解をお聞かせ下さい。だとするならば、どんな施策が必要なのか変わってくると思います。	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
22	資料2	19	指標 No.36	⑤ 高校卒業後の進路未決定率 「就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足している生徒や、進路決定を先延ばしにして卒業してしまう生徒が一定数いることから、高校卒業後の進路未決定率は横ばい」「生徒の主体的な進路決定や事故のキャリア形成を促し、早期の進路決定を図るとともに、就職や進学を支援する事業の充実に向けていく」 達成状況：横ばい	R2年度「偏差値ごとの進路未決定率は学校基本調査から抽出が可能であり、一概に「進路未決定率」を個人の「進路決定の遅さ」に求めるのは早計ではないかと考えられるため」という理由から、進路未決定の問題への対応策について質問をしました。その際のお答えは、「学校基本調査を元に進路未決定率を提示しております。委員のご指摘のとおり、雇用状況や社会状況等の影響も非常に大きいと考えております。しかしながら、本県高校生の進路決定の遅さは、様々なところから指摘されており、学校教育においては早期からのキャリア教育を充実させ、学習意欲の向上を図る必要があると考えます。今後とも、生徒が将来の進路についてキャリア教育の視点を踏まえた進路指導をさらに充実させていきたいと考えております。」というものでした。 今回の記述を見ても、「進路未決定率の多さ」というデータを、個々の生徒の「進路決定の遅さ」によって引き起こされている問題として、「早期の進路決定」を図るといふ施策を行ったのだと理解しました。しかし、それは、このデータから見える問題を捉え違えていると思います。進路を早く決めたら医者になれるわけではありませんし、早期にK-POPアイドルになりたいと言い始めたら学校は応援するのでしょうか。高校1年生から受験対策を行うことで、受験科目以外の授業がおろそかになってしまうこともよくないでしょう。 進路未決定率は、その背景に、誰がなぜ進路未決定になっているのかを明らかにすることが必要です。彼らが自己決定の結果として「無業者」になっている現状を、困難層がより不利の蓄積の中に埋め込まれていないかを確認する必要があります。 そして、なによりこの記述の問題点は、「就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足」という困難、「進路決定を先延ばしに」せざるを得ない状況にある若者の存在を認識しているにも関わらず、彼らの状況を把握しようともせず、「早期の進路決定」「意欲」の問題と置き換えている点だと思います。	若年無業者問題の背景を理解し、十分に施策に取り組もうとしているのかよく分からない書きぶりになっているため。
23	資料1	20	指標 No.39	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合） 「子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者からの相談対応、心理カウンセリングや助言などを行った。また、地域若者サポートステーションにおいて、基礎生活訓練などの社会適応プログラムを実施した。さらに、若年求職者に対し、就職相談、職業訓練、職場研修などの支援を実施した。」	全体の人数に対して、子ども・若者総合相談センターが取り組んでいるのか？来ている人数に対応しているのであれば、全体数と比べて、その支援を受けたのはどれくらいの数になるのか割合など分かれば教えてください。	若年無業者の割合を変化するために、施策がどの程度効いているのか検討したい。
24	資料1	22	重点施策 No.155	正規雇用化について	産業構造ごとの正規・非正規などの傾向はあるのか。また、正規雇用化して、実際には、安定した水準の所得を得ているのかどうか、その辺は把握していれば教えてください。	
25	資料1	23		5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態 若年層の婚姻（初婚）の割合（妻）	若年層の婚姻というのは未成年の率ということでしょうか？男性の年齢層は不明ですか？	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
26	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について 小中高生の教育支援	「学習支援」を中心に生徒への働きかけが書かれている一方で、教員の増員などに目配りがないのは不自然ではないか。精神的に休養中の教員、特別支援学級の教員数が増えているが、全体の教員数が減っていることなどを鑑みても、非正規雇用の支援員を配置するなどの対処療法ではなく、教員数を増やすなどが必要ではないか。	
27	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について 支援を要する若者	NPOらが運営するような居場所の設置、ハローワーク、サポステ等の連携強化が記述されているが、ここでいう「支援を要する若者」とは、どんな人を想定している、要する「支援」とは何かが曖昧なままだと思います。明確に、貧困対策との関連を明示してほしいです。基本的には、現在貧困状況にあるか、これから不利な状況に追い込まれていくかもしれない若者だと思いますが、そこで繋がる必要があるのは、行政の方ではないのでしょうか。生活保護や障害等の制度につなげるワーカーが何か合った時に、制度利用に前進できるような仕組みが必要だと思います。行政が何をやるのかあまり見えません。	
28	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	生活保護の捕捉率の改善や各種独自の手当の給付など、県独自の所得向上策を検討するべきではないか。全体的に所得向上、困窮層全体の所得向上に繋がる視点が欠けているのではないか。居場所の設置やある特定の層への支援というのは、これまで民間やNPOが対応してきたことで実績を上げてきた分野だ。行政にしかできない支援があるのではないか。	
29	資料2	1	指標 No.16 指標 No.17	高等学校等進学率 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	高校進学率は、全国では全体と生活保護世帯の割合が5%しか変わらないのに、沖縄は生活保護世帯と10%も差がある。高校は義務教育ではないので、進学せずとも卒業後に安全に過ごしていればいいが、経済的な状況の影響が強いのではないですか？この辺は県がどのようにお考えでしょうか？またどのような施策を打つのか教えて下さい。	
30	資料2	2	指標 No.26	中学校卒業後の進路未決定率	彼らは上述の高校進学率で進学していない若者に当たると考えられるが、経済的な差によって、進路選択に差があるのであれば、所得向上にも力をいれるべきではないでしょうか。	
31	資料2	2	指標 No.39	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）	15歳～34歳とひとくりにするのではなく、無業者層の推移や、また傾向を把握しているのであれば明らかにしてほしいです。	
32	資料3	2・3	重点施策 No.11 重点施策 No.14	子供の貧困対策支援員 ①沖繩子供の貧困緊急対策事業（市町村事業） ①スクールソーシャルワーカー配置事業	SSWやその他の支援員との重なりは明示的に解消されているのかどうか知りたいです。また、この支援員は、自治体のどの部署に配置されるのかは自治体が決めているのか？	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
33	資料3	3・4・ 8	重点施策 No.17 重点施策 No.22 重点施策 No.43	アシスト支援員と就学支援員、p8・43の学習支援員及びボランティア ①小・中学生いきいき支援事業 ①教育相談・就学支援員配置事業 計画本文中の「学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど」	小中アシスト支援員と就学支援員は、年齢層が違うが、同じような趣旨の支援員という理解でいいか？何か募集要件で異なる専門性を問うていたりするか。また、加配教員とあるが、教員ではなくボランティアのような人材を活用しているようだが、これらの役割は全て重複していないのか？また、なぜボランティアで賄うのか。	
34	資料3	5	重点施策 No.26 重点施策 No.27	コーディネーターの配置とSSWの整備について ①沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員及び子供の居場所の活動支援事業） ①スクールソーシャルワーカー配置事業	どちらも、現場の人材育成だと考えられるが、何が違うのか	
35	資料3	5	重点施策 No.28	①市町村児童相談体制強化事業実施に向けた調査等 養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる	どこに「つなげる」のでしょうか？行政の役割はつなぐのではなく、行政につながっていくのではないのでしょうか？	
36	資料3	5	重点施策 No.29	①沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員及び子供の居場所の活動支援事業） 子どもの貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため	多様な業務があるとは書かれているが、具体的に何をやる役割なのかははっきりと分からない。彼らは何をしているのか具体的に示してほしい。	
37	資料3	8	重点施策 No.43	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業 少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保する	R2年度の意見で「指導方法等工夫改善に関わる加配教員活用事業で実質的な教員の増員やマンパワーの補充にあたることが行われたのでしょうか？」と伺った際に、「授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るために教員の定数に追加される形での配置ですので、実質的な教員増となっております。」と回答がありましたが、ボランティアや学習支援員を加配教員としてカウントしているのであれば、正規教員または教員免許保持者の学校内での雇用は増えていないのではないですか？	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
38	資料3	9	重点施策 No.52	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業（放課後子ども教室）	R2年度も「貧困対策との関連性」について質問させて頂いたが、その際、「放課後子ども教室における学習支援や環境美化等、学校と地域の連携によって地域の教育力の向上を図り、貧困対策に係る子どもと保護者への支援につなげています。」という回答を頂いた。学校運営のために地域住民の参画が求められているのであれば、学校自体も地域に寄与すべきではないでしょうか。コロナ禍での休校中に、学校施設を地域住民のために開放することはできないのでしょうか？給食センターや、体育館・運動場・教室など、活用して、子どもの食事や健康を守るために利用できないでしょうか？このコロナ禍の休校中、昼食に困ったり、家以外でどこにも行くことのできない家庭、公共施設がどこも締め図書館も利用できない家庭が増えていました。こういう時にこそ、本事業のような取り組みが基盤となって、展開できる施策を考える必要があるのではないのでしょうか。	
39	資料3	12	重点施策 No.67	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業（子ども食堂開設支援事業）	これまで「通常の子どもの居場所」という表記があったが、それと子ども食堂は別のものでカウントされているのでしょうか？だとすれば、全体として県内で公表されている数値とは異なる設置数となるのでしょうか？	
40	資料3	21	重点施策 No.126	①生活保護制度	#104の取り組みなどで、マイナンバーの利用に基づき、課税証明書の提出が不要となったなどが、申請要件の向上に繋がったという箇所がある。生活保護も、所得証明から判断し、案内を送るようなことはできないのでしょうか？	
41	資料3	26	重点施策 No.152	②県外進学大学生支援事業	難関大学の進学支援など、一定の給付型奨学金への支援が拡充されたのは良かった。今後の拡充として、現在すでに他府県の難関大学に進学し、返済型の奨学金で進学した若者たちの人材流出の抑制のために、今後地方自治体による奨学金返還支援制度などは検討できないか。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/suido/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/suido/index.html</a>	難関大学以外でも、給付型奨学金を受けられなくても、返還支援の制度があることで、沖縄に戻って仕事をしようとする優秀な人材が自治体職員として戻ってくるという。
42	資料3	28	重点施策 No.165	①子どもスポーツ支援検証事業	現在、生活保護世帯の子どもたちが部活動や習い事をしようとした際に、例えば遠征に1回行くだけで年間の学習補助費を超えてしまう。部活動を続けたくても、運動用品が購入できない子も実際にいる。総合型地域スポーツクラブに費用を補助するのではなく、選択する子どもたちに補助をするべきだ。選択権はこどもにあり、クラブに配って特定事業者への利益誘導を促すべきではないのではないのでしょうか。	

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等
43	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート)	R元年度の事業費がーで、R2年度の事業費から(県民会議予算)と特別に付帯がついているが、何か特記事項がありますか？また、県民会議予算事業として、過去県民会議が補助を出した事業は公募3件の各500万×3年間だったと記憶していますが、R2採択は公募1件で金額がまとめられた事業なのでしょうか？	
44	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート) 「民間企業等からの食料品等の提供を受け、それらを県内の子供の居場所等を通じて生活困窮家庭へ届ける体制を整備した」という記述について	必要なものすり合わせが必要という課題が書かれていますが、つまり現在の事業は「食事を十分に摂ることが難しい家庭」に必要な物品を提供する事業ではなく、「民間企業からの食料品の提供」がまず先にあって、そこで偶発的に得られた物品を提供するモデルとなっているということでしょうか？	
45	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート) 「食を提供している側の保険等が整備されておらず、食中毒等の問題が起こった際の体制が整備されていない。」という記述について	実際に、生鮮食品を配布先の都合で、子どもの居場所に日時を指示して受け取るよう一方的なやりとりがあったという話をいくつか聞いたことがあります。「食を提供している側」というのは、企業を指すのか、子どもの居場所を指すのか、配送業者を指すのか判然としませんが、どのような仕組みで現在食料品の管理が行われているのでしょうか？本来、食事の提供をするような施設は、「食品管理」に関する営業許可をとっている場が必要で、そういう場ではないところを介して、生活困窮家庭を支援するような仕組みを構築しようとしているのでしょうか？	
46	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート) 「子どもの居場所を通じて生活困窮家庭へ届ける体制を整備した」という記述について	実際に困窮世帯へ配布しているのはその団体のスタッフであり、その人件費もこの予算内から出すのでしょうか？	社会保障費の分野において、市民の動員によるコスト削減はすべきでないと考えため。
47				会議の公開、傍聴について	基本的に会議は原則公開で、傍聴が認められるはずだが、WEBサイトにその記載がないのは何故でしょうか？	